

地独評委第3号の5

平成25年8月9日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 清島 満



意見書

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第40条第5項の規定による当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

平成25年7月23日付け看大第85号で法人から岐阜県知事に対して法第40条第3項の承認に係る申請があった、剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額については、承認することが適当である。

